

平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告 三輪 唯夫 外3名

被告 岐阜県 外1名

## 原告証拠申出書に対する意見書

令和2年10月9日

岐阜地方裁判所 民事第2部合議係 御中

被告 岐阜県 訴訟代理人

弁護士 端元 博保

弁護士 伊藤 公郎

弁護士 池田 智洋

弁護士 市橋 優一

電話 050-0000-0000

原告の、令和2年8月31日付証拠申出書に対し、被告岐阜県は、以下のとおり意見する。

### 第1 意見の趣旨

原告ら申請に係る5名は、いずれも取調べの必要性が認められない。

## 第2 意見の理由

1、原告らの主張や人証申請はシーテック社作成の議事録によるものであり、シーテック社が説明責任を有するため、同社の証人尋問で足りる。

原告らは、これまで、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させており、同議事録記載の岐阜県警察職員を人証として申請している。

しかしながら、そもそも同議事録は、シーテック社が作成したものであり、岐阜県警が作成した文書ではないため、議事録の存在自体を不知としている。

また、報道等により、その概要は承知しているが、同様の理由により評価する立場にない。

よって、シーテック社作成の議事録の内容については、当然、同社が説明責任を有するのであり、原告らが人証申請しているシーテック社の加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

2、原告らは、証明すべき事実等を具体的に特定しておらず、証拠申出は不適法である。

原告らはこれまで、「岐阜県警警備部が保有する原告らの個人情報的一切が抹消されるべきである」との抽象的な主張を変えておらず、岐阜県警警備部が保有するという原告らの個人情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるかなどを未だ具体的に特定していない。

さらに、原告らの証拠申出書における第1大垣警察署関係及び第2岐阜県警察本部関係の5名（坂上壽秋、横山裕之、前田某、警備第1課長（情報交換開始当時）、警備第1課長（朝日新聞報道当時））にかかる立証趣旨についても、「岐阜県警警備部において原告らの個人情報を収集し保管（保有）していること」などと、これまでと同様、具体的事実を特定しないまま、抽象的な記載としているほか、上記5名に係る立証趣旨や尋問の必要性についても、原告らの憶測に拠りなされた主張を前提としている。

つまり、原告らは、未だ特定していない請求に関し、証明すべき事実を抽象的な主張にとどめたままで証拠調べを申請し、原告らの主張・立証すべき具体的事実を獲得することを目的とする模索的な証明を行うものと解される。

この点、民事訴訟法第180条第1項では、「証拠の申出は、証明すべき事実を特定しなければならない」としており、民事訴訟規則第99条第1項では、その特定方法として、「証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示しなければならない」と定めており、最高裁判例でも、「所論証拠の申出は所要の立証事項の明示と証拠方法の具体的表示とを欠き、不適法であることは記録上明であるから、たとえ所論の書証が唯一の証拠方法であってもその証拠調をしなかった原審の措置は違法ということとはできない」と示されている（最判昭和30年3月4日裁判集民17号507ページ）。

さらには、模索的証明について、相手方の防御権を害するおそれがあるだけでなく、裁判所や相手方、証人などに無用な労力、費用を費やさせるおそれがあるから、一般には不適法であると解されている（秋山幹男ほか著「コンメンタール民事訴訟法IV」72ページ）ことからすれば、原告らの証拠申出書は、証明すべき事実と証拠との関係を具体的に明示しておらず、不適法であるというほかない。

### 3、被告が認否しない内容の尋問事項であり、必要性が認められない。

本訴訟において被告県は、従前より、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難となるため、情報収集の目的である犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持といった観点から「認否できない」と主張しているところ、例え、原告らの模索的証明が認められたとしても、証拠調べにより、個別具体的な事実の主張は可能とはならない。

つまり、仮に、上記5名が出廷したとしても、尋問事項にある警察による情報収集活動の具体的内容については、「個別に認否しない」ことのほかは証言し得

ないのであり、原告らにとって、具体的な特定の事実主張が可能となることや、その立証が可能となり得るに足りる手掛りが示されることはないのであるから、尋問を行う必要性は認められない。

#### 4、人証申請者名が特定されていない。

原告ら申請に係る上記5名のうち、前田某、警備第1課長（情報交換当時）、警備第1課長（朝日新聞報道当時）は、証人申請者名が特定されていない。

また、そもそも、岐阜県警が不知、評価しないとしているシーテック社作成の議事録記載人物を特定する立場にない。

### 第3 個別的理由

#### 1、「証人 坂上壽秋」について

そもそも原告らは、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させており、上述のとおり、議事録作成の経緯、面談内容などは、原告らが人証申請している加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

また、上述のとおり、原告らの証拠の申出は、証明すべき事実等が具体的に特定されているとはいえず、不適法なものである。

さらに、原告らの坂上氏に係る尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とした個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告は従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否できない」と主張している。

そのため、仮に出廷したとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になり得る手掛りが示されることはない。

加えて、坂上壽秋に該当すると思料される元大垣警察署警備課長の阪上壽秋氏は、平成26年3月、岐阜県警察を退職している。

以上のことからすれば、阪上氏は、証人として取り調べるには及ばない。

## 2、「証人 横山裕之」について

そもそも原告らは、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させているところ、上述のとおり、議事録作成の経緯、面談内容などは、原告らが人証申請している加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

また、上述のとおり、原告らの証拠の申出は、証明すべき事実等が具体的に特定されているとはいえず、不適法なものである。

さらに、原告らの横山氏に係る尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とした個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告は従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否できない」と主張している。

そのため、仮に出廷したとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になり得る手掛りが示されることはない。

以上のことからすれば、横山氏は、証人として取り調べるには及ばない。

## 3、「証人 前田 某」について

そもそも原告らは、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させているところ、上述のとおり、議事録作成の経緯、面談内容などは、原告らが人証申請している加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

また、上述のとおり、原告らの証拠の申出は、証明すべき事実等が具体的に特定されているとはいえず、不適法なものである。

さらに、原告らの前田某に係る尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とした個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告は従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共安全と秩序の維持に重大な

影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否できない」と主張している。

そのため、仮に出廷したとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になり得る手掛りが示されることはない。

また、証人申請者名が前田「某」であり、個人名が特定されているとはいえない。

さらには、前田某は、シーテック社が作成した議事録記載の氏名であり、被告が特定する立場にない。

以上のことからすれば、前田某は、証人として取り調べるには及ばない。

#### 4、「証人 警備第1課長（情報交換開始当時）」について

そもそも原告らは、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させているところ、上述のとおり、議事録作成の経緯、面談内容などは、原告らが人証申請している加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

また、上述のとおり、原告らの証拠の申出は、証明すべき事実等が具体的に特定されているとはいえず、不適法なものである。

さらに、原告らの警備第1課長（情報交換開始当時）に係る尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とした個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告は従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否できない」と主張している。

そのため、仮に出廷したとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になり得る手掛りが示されることはない。

また、証人申請者名が、「警備第1課長（情報交換開始当時）」という役職のみであり、証人申請者名が特定されているとはいえない。

なお、原告らは訴状（第2の5の（2）、10ページ）において、第1回の情報交換を2013年8月7日としているところ、仮に、情報交換開始当時が、原告らのいう2013年8月7日であったとしても、当時の警備第1課長に該当すると思料される人物は、平成26年3月に岐阜県警察を退職している。

以上のことからすれば、警備第1課長（情報交換開始当時）は、証人として取り調べるには及ばない。

#### 5、「証人 警備第1課長（朝日新聞報道当時）」について

そもそも原告らは、訴外シーテック社の議事録記載事実を基礎に、訴訟を進行させているところ、上述のとおり、議事録作成の経緯、面談内容などは、原告らが人証申請している加藤廣及び玉田を尋問することで足りる。

また、上述のとおり、原告らの証拠の申出は、証明すべき事実等が具体的に特定されているとはいえず、不適法なものである。

さらに、原告らの警備第1課長（朝日新聞掲載当時）に係る尋問事項は、シーテック社作成に係る議事録を前提とした個別具体的な情報収集活動に関する内容であるところ、被告は従前主張のとおり、大垣警察署の警察官がシーテック社の担当者と会っていたことは確認しているが、その具体的な内容については、公共安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じる理由から「認否できない」と主張している。

そのため、仮に出廷したとしても、原告らにおいて、具体的な特定の事実主張が可能になり、あるいはその立証が可能になり得る手掛りが示されることはない。

また、証人申請者名が、「警備第1課長（朝日新聞報道当時）」という役職のみであり、証人申請名が特定されているとはいえない。

さらには、原告らが朝日新聞報道当時とする平成26年7月24日当時の警備第1課長に該当すると思料される人物は、平成27年3月に岐阜県警察を退職している。

以上のことからすれば、警備第1課長（朝日新聞報道当時）は、証人として取り調べるには及ばない。

#### 6、 まとめ

以上述べたことからすれば、御庁においては、原告ら証拠申立書の第1大垣警察署関係及び第2岐阜県警察本部関係に係る原告らの人証申請5名については、いずれも取調べの必要はないから、採用しないとの判断をされるべきである。

#### 第4 その他の証人の採否

特段の意見はない。

以

上